

**中野区区政情報の公開に関する条例の改正の考え方
についての意見交換会の概要**

(1) 開催概要

	開催日時	会場	参加人数(人)
1	平成 24 年 8 月 16 日(木)午後	区役所	0
2	〃 8 月 17 日(金)午前	区役所	0
3	〃 8 月 17 日(金)夜間	鍋横区民活動センター	3
4	〃 8 月 18 日(土)午後	野方区民活動センター	4
合計			7

(2) 意見等の概要

1 全体に係わる事項

No.	意見・質問	回答
1	この「考え方」は、例えば区政情報の定義については組織的に用いられることを加えるなど、情報公開請求に制限的な内容になっているが、これまで制度を運用してきた中で支障があったからなのか。	支障があったということではなく、これまで規則や要綱等で運用してきたことについて、条例で明確に規定することとしたものである。
2	情報公開制度は、行政と区民との信頼関係が基本となる。条例改正に併せて、職員はもとより、区民に対する制度のPRや意識啓発も行ってほしい。	今後とも制度PRや意識啓発は、継続して行っていく。
3	情報公開制度において区民は、行政の監視や区の情報を活用し施策への提言を行うことなどの責務がある。責任の主体が区民であることをもっと謳っていいと思う。〈意見〉	—

2 区政情報とする範囲の明確化について

No.	意見・質問	回答
1	メモ等組織的に用いていない情報は情報公開請求の対象にはならないとのことだが、メモと位置付ければ公開しなくても済むようにも思ってしまう。	公開対象となる区政情報の定義に組織共用性を入れることにより、公開対象にならない個人メモの範囲を限定することができ、より適切に情報公開制度を運用できると考えている。

3 職員の意識啓発や指導育成について

No.	意見・質問	回答
1	職員に対し、どのような教育を考えているのか。	研修は現在も職員、管理職ともに行っている。それらに加え、運用の手引書（マニュアル）の充実や条例所管の担当による事例ごとのアドバイス、情報公開審査会での議論の共有化も徹底していきたいと考えている。

4 適正な情報公開請求について

No.	意見・質問	回答
1	情報公開請求の量が極めて膨大で事務の執行を著しく妨げる場合は、当該情報公開請求を受け付けないこととされているが、一定のガイドラインを設ける必要があるのではないか。	権利の濫用として受け付けない例として、極めて量が膨大な場合の他に、同じ情報の請求を繰り返す、請求しても閲覧に来ないなどが考えられる。受け付けない決定をする前には、必ず、条例の趣旨の説明や分割請求の要請など補正の働きかけを行うが、そうした要請を受け入れてもらえない時に、はじめて受け付けないことになるなど、一定のガイドラインは示していく考えである。
2	これまでに、条例の趣旨に反して権利を濫用し、適正な請求ではないということで却下したことはあるのか。	数年間にわたり数千件の請求をし、かつ繰り返し同じ情報の請求をされた例について却下した事例がある。
3	情報公開請求を行う場合、区民は素人なので、どのような情報名を記載すればいいのか、はっきりしないことも多いと思う。補正とはそうしたことも想定しているのか。	情報公開請求の内容が抽象的であったり、請求の対象が広範囲になってしまう場合、これまでも請求者との話し合いで請求情報の特定を行ってきた。今回の改正で、補正についての条例上の根拠をはっきりさせたいと考えている。

5 非公開情報の限定列挙について

No.	意見・質問	回 答
1	非公開情報の限定列挙は、時代に逆行しているように感じられるので、何故規定するかについての説明をしっかりと行ってほしい。	区が保有する区政情報の中には、個人情報など公開に馴染まない情報がある。今回の改正は、運用の中で対応してきたものを、条例で限定列挙し、その範囲を明確にするものである。今後の説明や資料の中でも、しっかりと説明していく。
2	非公開情報であっても、公益上特に必要があると認められるものは公開するとしているが、誰がどのように公開・非公開を認めるのか。	公益性の判断は、公開した場合に確保される公益と非公開とした場合の公益を比較衡量し、実施機関が決定する。実施機関の決定に対して、請求者には不服申立て、訴訟といった手続きが保障されている。
3	区民活動センター運営委員会は区から委託され事業を行っている団体である。非公開情報を限定列挙することだが、運営委員会の会議録はすべて公開しなければならないのか。	情報公開請求の対象は区政情報であり、民間団体の保有する情報は対象にはならない。なお、そうした会議録を区が保有していれば、情報公開請求の対象となることもある。
4	土地開発公社の情報は公開対象となるのか。	情報公開条例第16条の2で「公益を目的とする団体のうち規則で定めるものに対して、当該団体の保管する情報の公開について区の施策に準じた措置をとるよう協力を求めなければならない。」と規定されており、情報公開条例施行規則第7条の2で定めている団体の中に土地開発公社は含まれている。区は、この規定に基づき協力を要請することになる。
5	非公開情報の限定列挙は、要綱規定ではなく、きちんと条例上規定すべきである。基準があれば、判断がぶれることはない。情報公開審査会はこれまでの審査を踏まえ、総合的に判断し提言を出されたと思うので、その内容を是非生かしてほしい。 〈意見〉	—

6 第三者保護の手続きについて

No.	意見・質問	回答
1	「知る権利」と対抗関係に立つ法人等の権利利益を、情報公開条例において保障しているが、権利利益を保障するのではなく、手続きの機会を保障するのだから、その点が誤解のないようにすべきである。 〈意見〉	—

7 審査会への資料提出と資料の取扱い

No.	意見・質問	回答
1	実施機関は、情報公開審査会に非公開情報を提出することを義務づけているが、審査会委員にも守秘義務があるべきではないか。	審査会委員の守秘義務は、情報公開条例第16条第2項で課されている。